

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/9時点)	内閣府整理 I-IV
					担当省庁 目録録	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・補点など	対応	理由等		
29	つくば国際戦略総合特区	次世代がん治療(BNCT)の開発実用化	○病院設置・普及型BNCT治療装置の開発 ・経路解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業(経済産業省等)の研究開発費を活用し、中性子発生率の向上を図るターゲット材の開発を行うほか、発生した高エネルギー中性子を効率的に捕捉する装置・線量評価・照射制御システムの開発に向けた取り組みを行っている。(H22～H27年度)	BNCTの研究開発にあたり、当初、既製品で対応可能と思われていた機器(電源設備等)がオーダーメイドで開発する必要が出てきた。研究開発スケジュール通りに進捗するためには、交付額の上限の緩和を希望していたが、単年度あたりの事業計画を確実に実施する必要がある。特区で推進する事業について、格別のお取り扱いをいただけるようお願いしたい。	経済産業省 医療・福祉 機器産業室		B	当室で行っている「経路解決型医療機器等開発事業」は、前年度からの継続テーマに加えて、全国的公募及び公平な審査を経て新規テーマを採択する事業である。したがって、本事業に申請をいただいたが、公平な審査を経て、採択されれば支援が可能である。なお、本事業とは別枠で開発支援を確保に行うことは、総合特区調査費を活用しないという前提では、対応することは困難である。	a	公募制事業に関する手続きについては了解いたしました。 なお、本取組は、日本人の死亡原因第1位のがんに対し、経済的・肉体的負担が少ない次世代がん治療(BNCT)の開発実用化を行うものであり、健康長寿社会の実現といった政策課題や国の「がん対策推進基本計画」の目標(がん死亡患者数の減少、全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上)を達成する上で、極めて有効な経路解決方策であります。 現在、小型加速線中性子発生装置の開発を進めておりますが、今後、加速線と一体となって治療を行うための医用用中性子発生装置(ターゲット、モデレータ、コリメータ等のユニット)や、中性子線と照射する際に患者の姿勢を固定するための患者搬送セッティング装置等の開発が不可欠となっております。 平成27年度までに治療装置の開発や治療の実施等により、先進医療として承認を受けることを目指しておりますが、そのためには、医療用の中性子発生装置の開発や、患者搬送セッティング装置の開発等を平成24年度～26年度で実施する計画であります。 引き続き、最大限の支援が得られるよう対応してまいります。	IV	
31	つくば国際戦略総合特区	藻類バイオエナジーの実用化	○藻類バイオエナジーの大量生産技術の確立 ・H24年度からは、つくば市内の耕作放棄地2haにおいて、藻類バイオエナジーの量産化の研究開発に着手し、2015(H27)年度までに年間14tの藻類生産量の生産を通じて、大規模実証に必要な技術的課題の解決を目指す。 ・2018年度(H29年度)以降は、養分及び種質自給の特性産業地帯を活用して大規模実証を通じて化石燃料のコストに劣らない生産技術を開発し、実用化の目安となる年間4tの藻類生産量バイオエナジーの生産を目指す。	新技術の確立・実証(技術実証等)の事業は1/2あり1/2の補助、新技術の確立・実証(実証施設の整備)の事業は1/2の補助となっているが、藻類は新作物として6次産業に位置づけ、また、特区でのプロジェクトであることから、どちらも定額補助(100%補助)として頂きたい。	農林水産省 食料産業局 新事業創出課		C	平成23年10月に食と農林漁業の再生推進本部が決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針(行動計画)」において、農山漁村の6次産業化を推進することとされており、こうした方針に基づいた6次産業化を効果的に進める必要があります。このため、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業において、6次産業化の推進が効果的に進むよう定める条件と補助率(産業化可能性調査は原則上限1万円)、技術実証・整備は1/2(6次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定者は一部2/3に削減)を定めているところであり、受益者負担の観点から7補助率の拡充等の一層の促進措置を講じることはできないが、自治体の提案と対応は実施できません。 また、現行の予算事業は、公募の上、審査を経て採択することとなり、無審査で補助金を交付することは想定しておりません。 なお、御提案の計画は、「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野の1つに含まれ、補助率の拡充等の促進措置以外については、技術の確立・実証として技術実証及び実証施設の整備(補助率1/2)で対応が可能です。	b	本事業の実証施設の整備については、他の交付金での措置をお願いしているところであり、本補助金においては、それらの施設の管理費や事業の運営費等についての措置をお願いしているものであります。公募事業であることは承知しております。必要な申請手続きを行う予定でございます。また、審査を経て採択という流れも理解しております。受益者負担の観点から要請している補助率の上限7(10/10)ができないというご指摘は承知いたしました。 本事業は、再生可能エネルギーの活用による省エネの取組の推進を効果的に取り進めることと取り進め、藻類が生み出す炭化水素オイルを安定的なエネルギー資源とするため、屋外での大規模実証実験を行い、藻類バイオエナジーの大量生産技術の確立を図ること、また、抗酸化作用等の機能性を有する希少オイルを生産する藻類を活用し、健康食品、化粧品等の高付加価値産業への展開を図るものです。具体的には、つくばおよび農地での藻類実証実験についてCO2濃度、O2レベルのサイズ、照射条件等を定めた実験システムを用いて、実証実験の実証を計画しており、H27年度には、4tの炭化水素オイル生産を目標としております。今回、本事業が「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野の1つに含まれる(補助率1/2)という見解を頂いたのでありますが、1/2補助の場合、資金の調達に難くなり、事業の目標達成に向けて十分な予算を確保できない状況にあります。本事業は再生可能エネルギーの活用とともに、健康食品、化粧品等の高付加価値産業を創出する取組であり、農業の6次産業化に資するものであります。審査・採択にあたりましては補助として頂くなど、柔軟な運用をお願いいたします。	III	

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)		内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされたもの IV:見解の相違から協議を一旦終了するもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等	
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
29	つくば国際戦略総合特区	次世代がん治療(BNCT)の開発実用化	○病院設置・普及型BNCT治療装置の開発 ・課題解決型医療機器の開発・改良に向けた国際・企業間の連携支援事業(経済産業省)等の研究開発 法を活用し、中性子を効率的に発生させるターゲットの研究開発を行うほか、発生した高エネルギー中性子を治療に適切な線量に調整する装置、経量評価・照射制御システムの開発に向けた取り組みを行っていく。(H23~H27年度)	BNCTの研究開発にあたり、当初、既製品で対応可能と思われる機器(電源設備等)がオーダーメードで開発する必要が出てきた。研究開発をスケジュール通りに進捗させるためには、交付額の上限の緩和をしていただき、単年度あたりの事業計画を確実に実施する必要がある。 特区で推進する事業について、格別のお取り扱いをいただきたいようお願いしたい。	-	-	-	経済産業省から、公募事業のため、別枠を設けて確実に支援することは困難であるとの見解が示されたが、協議を踏まえ、指定自治体が発存の「課題解決型医療機器等開発事業」を中心に最大限の支援を得られるよう取り組んでいくこととしたため協議終了。	V	
31	つくば国際戦略総合特区	藻類バイオマスエネルギーの実用化	○藻類バイオマスの大量生産技術の確立 ・H24年度からは、つくば市内の耕作放棄地2haにおいて、藻類バイオマスの屋外培養の研究開発に着手し、2015(H27)年度までに年間14tの藻類生産量の生産を達成して、大規模実証に必要な技術的課題の解決を目指す。 ・2015年度(H27年度)以降は、県内及び周辺自治体の耕作放棄地等を活用して大規模実証を通して化石燃料のCO2に相当する生産技術確立し、実用化の目安となる年間1.4万tの藻類生産炭化水素の生産を目指す。	新技術の確立・実証(技術実証等)の事業は1/2あるいは2/3の補助、新技術の確立・実証(実証施設の整備)の事業は1/2の補助となっているが、藻類は新作物として6次産業に位置づけ、また、特区でのプロジェクトであることから、どちらも定額補助(100%補助)として頂きたい。	B	六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けた事業者が行う場合、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業において、補助率2/3の支援を受けることができます。	a	六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けることで、平成25年度より緑と水の環境技術革命プロジェクト事業において、補助率2/3の支援を受けることができるため。	農林水産省から、補助率を2/3とする財政支援要望については六次産業化法の研究開発・成果利用計画の認定を受けることにより対応可能との見解が示され、指定自治体は要望が可能となると判断し了解したため協議終了。	I